

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年7月24日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300760号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400036号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑨までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑨までの別表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年7月9日  
② 平成27年12月10日  
③ 平成28年12月9日  
④ 平成29年7月12日  
⑤ 平成29年12月8日  
⑥ 平成30年12月12日  
⑦ 令和元年7月22日  
⑧ 令和元年12月17日  
⑨ 令和2年7月20日

A社で勤務していた請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①から⑨までの賞与に係る給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収簿(以下「給料支払明細書等」という。)により、請求者は当該期間に事業主から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑨までに係る標準賞与額については、給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い方の額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（請求期間①から⑧まで：令和5年10月19日、請求期間⑨：令和5年3月24日）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑨までの賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による標準 賞与額
①	平成25年7月9日	26万円	26万6,000円	26万円
②	平成27年12月10日	40万円	25万5,000円	25万5,000円
③	平成28年12月9日	45万円	34万円	34万円
④	平成29年7月12日	46万円	34万円	34万円
⑤	平成29年12月8日	46万円	33万8,000円	33万8,000円
⑥	平成30年12月12日	50万円	34万円	34万円
⑦	令和元年7月22日	40万円	34万円	34万円
⑧	令和元年12月17日	45万円	34万円	34万円
⑨	令和2年7月20日	50万円	36万円	36万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300761 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400037 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑨までについて、別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑨までの別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 7 月 9 日  
② 平成 27 年 12 月 10 日  
③ 平成 28 年 12 月 9 日  
④ 平成 29 年 7 月 12 日  
⑤ 平成 29 年 12 月 8 日  
⑥ 平成 30 年 12 月 12 日  
⑦ 令和元年 7 月 22 日  
⑧ 令和元年 12 月 17 日  
⑨ 令和 2 年 7 月 20 日

A 社で勤務していた請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①から⑨までの賞与に係る給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収簿 (以下「給料支払明細書等」という。) により、請求者は当該期間に事業主から、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑨までに係る標準賞与額については、給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い方の額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（請求期間①から⑧まで：令和5年10月19日、請求期間⑨：令和5年3月24日）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑨までの賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による標準 賞与額
①	平成25年7月9日	40万円	40万9,000円	40万円
②	平成27年12月10日	40万円	33万4,000円	33万4,000円
③	平成28年12月9日	40万円	34万円	34万円
④	平成29年7月12日	40万円	34万円	34万円
⑤	平成29年12月8日	40万円	34万円	34万円
⑥	平成30年12月12日	40万円	34万円	34万円
⑦	令和元年7月22日	30万円	34万円	30万円
⑧	令和元年12月17日	33万円	34万円	33万円
⑨	令和2年7月20日	35万円	34万円	34万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300907 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400038 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑨までについて、別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑨までの別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 7 月 9 日  
② 平成 27 年 12 月 10 日  
③ 平成 28 年 12 月 9 日  
④ 平成 29 年 7 月 12 日  
⑤ 平成 29 年 12 月 8 日  
⑥ 平成 30 年 12 月 12 日  
⑦ 令和元年 7 月 22 日  
⑧ 令和元年 12 月 17 日  
⑨ 令和 2 年 7 月 20 日

A 社で勤務していた請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①から⑨までの賞与に係る給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収簿 (以下「給料支払明細書等」という。) により、請求者は当該期間に同社から、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。



一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑨までに係る標準賞与額については、給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い方の額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（請求期間①から⑧まで：令和5年10月19日、請求期間⑨：令和5年3月24日）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑨までの賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による標準 賞与額
①	平成25年7月9日	60万円	59万円	59万円
②	平成27年12月10日	60万円	43万2,000円	43万2,000円
③	平成28年12月9日	70万円	44万円	44万円
④	平成29年7月12日	70万円	44万円	44万円
⑤	平成29年12月8日	80万円	47万円	47万円
⑥	平成30年12月12日	80万円	47万円	47万円
⑦	令和元年7月22日	75万円	47万円	47万円
⑧	令和元年12月17日	80万円	47万円	47万円
⑨	令和2年7月20日	80万円	50万円	50万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300912 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2400016 号

## 第1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 47 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 47 年 12 月まで

私の夫は、昭和 35 年頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

私は、自宅に届いた請求書は、何の支払か見ていないものの、支払うべきものは全て支払っていたので、請求期間に係る国民年金保険料も納付していたと思う。調査の上、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続は夫が行い、国民年金保険料の納付について、自宅に届いた請求書は全て支払うようにしていたので、当該保険料も納付していたと思う旨主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする夫は既に亡くなっており、証言を得ることができない上、請求期間の国民年金保険料に係る納付書の入手方法、納付方法、納付時期、納付場所及び納付額について記憶がない旨陳述していることから、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「\*」（現在は基礎年金番号に統合済み。）が記載された国民年金受付処理簿において、請求者に払い出された国民年金番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日により、請求者の国民年金の加入手続は昭和 43 年 11 月頃に行われたと推認でき、昭和 35 年頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、当該加入手続時点においては、請求期間のうち昭和 36 年 4 月から昭和 41 年 9 月までの国民年金保険料は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間当初より国民年金保険料を納付するためには、国民年金番号「\*」とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンライン

システム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索の調査結果において、請求者に当該国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間当時、居住していたとする市町村は、当該期間当時の国民年金被保険者に係る資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400183号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400017号

## 第1 結論

平成19年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年1月から同年6月まで

私は、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているが、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで14回通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。